

| | | | | |
|--------------|--------------|------|-----------------------|------------------|
| 新任研修 大阪府B | 新任講習 大阪府B | 命令講習 | 地理研修 (3時間) 大阪府B | 自主(バリア フリー)研修 |
|--------------|--------------|------|-----------------------|------------------|

研修受講申込書

申込日 平成 年 月 日

受講開始日 平成 年 月 日

公益財団法人 大阪タクシーセンター 殿
TEL:06-6933-5616~7
FAX:06-6933-5612

事業者名

(営業所)

| | | |
|-----------------|----|-----------------|
| (ふりがな) 受講者氏名 | 年齢 | 生年月日 |
| | 才 | 昭和 平成 年 月 日生 |
| 運転免許証番号 | | |

- ・受講する研修種別に○印(上段)を付して下さい。
- ・申込みは、営業所単位でお願いします。

- ① 新任研修 … 大阪府B域内で新たにタクシー運転者になろうとする者に対して、タクシー事業者が行うこととされている10日間の指導の内、事業者から受講の申し込みを受けてセンターが行う**3日間の研修**
※受付 水曜日の午前9時から同9時30分まで(受付日が、センターの休日の場合は休講)
- ② 新任講習 … **登録の取消し等により再度登録を行うための有効な講習修了証**を取得するために研修の受講を申し込んだ者に対して行う**3日間の研修**(新任研修と同時にいきます。)
※受付 水曜日の午前9時から同9時30分まで(受付日が、センターの休日の場合は休講)
- ③ 命令講習 … タクシー業務適正化特別措置法第18条の2の規定に基づく**講習の命令を受けた者に対して行う2日間の講習、予約制**(受付日が、センターの休日の場合は休講)
※受付 予約を受けた火曜日の午前9時から同9時30分まで
- ④ 地理研修 (3時間) … 他の地域から離職後2年以内に(離職後に申請により消除したものに限る。)異動し他の地域において当該運転者が勤務していたタクシー会社の証明(施行規則第3号)により2年以内に登録を受けていることが確認できて大阪府B地域でタクシー運転者になろうとする者に対して、事業者から受講の申し込みを受けてセンターが行う**地理の1日間の研修**
※受付 水曜日の午前9時から同9時30分まで(受付日が、センターの休日の場合は休講)
- ⑤ 自主(バリアフリー)研修 … 特定指定地域内以外の事業者が運転者にバリアフリーに対する研修の必要性を認めて、センターに研修の申し込んだ者に対して行う**1日間の研修**
※受付 水・木曜日の午前9時から同9時10分まで(受付日が、センターの休日の場合は休講)